

22独農年業第62号
平成22年6月4日

農業協同組合組合長 殿

独立行政法人農業者年金基金
理事長 伊藤 健一

口蹄疫被害に係る農業者年金保険料の免除措置について

このたび、口蹄疫により極めて大きな被害を受けられたことにつきまして衷心よりお見舞申し上げます。

さて、深刻な被害をもたらしている口蹄疫については、その被害の甚大さに鑑み、必要な措置を講じるため、「口蹄疫対策特別措置法」による措置の一環として農業者年金の保険料免除の特例措置が講じられることとなりました。

同法は平成22年6月4日付け法律第44号として公布、施行されましたが、保険料免除の特例措置の内容は以下のとおりとなりますので、関係農業委員会と連携のうえ、被害を受けた被保険者に周知していただくとともに、被保険者から別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除申出書」により申し出があったときは、適宜受け付け、農業委員会に回付していただきますようお願いいたします。

記

1. 保険料免除の対象者

平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けたことにより、保険料の納付が困難と認められる者です。なお、具体的には別紙「保険料免除認定基準」に該当する者とします。

2. 保険料免除の対象となる期間

保険料免除の対象となる期間は、平成22年4月分から平成24年2月分までの23ヵ月間を限度とした期間において、口蹄疫の被害により、保険料を納付することが困難であると認められる期間です。

3. 保険料納付済期間等の特例

保険料免除期間については、特例付加年金の受給資格として必要な保険料納付済期間等に算入されます。

4. 保険料免除の届出

保険料の免除を受けることを希望する被保険者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除申出書」(別紙様式1)を提出するよう指導してください。

5. 保険料免除事由に該当しなくなった旨の届出

保険料の免除を受けた者で免除申出済の期間内において、保険料の納付が可能となった者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除事由終了届出書」(別紙様式2)を提出するよう指導してください。

6. 保険料の追納の特例及び手続き

保険料の免除を受けた者(農業者老齢年金及び特例付加年金に係る受給権者を除きます。)は、免除を受けた期間の保険料の全部又は一部について、保険料を追納することができます。追納した場合には追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされます。

なお、保険料の追納を希望する者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料追納申出書」(別紙様式3)を提出するよう指導してください。

お問い合わせ先

業務部 適用・収納課

TEL : 03-3502-3946・3944

FAX : 03-3502-4155

22独農年業第62号
平成22年6月4日

農業委員会会長 殿

独立行政法人農業者年金基金
理事長 伊藤 健一

口蹄疫被害に係る農業者年金保険料の免除措置について

このたび、口蹄疫により極めて大きな被害を受けられたことにつきまして衷心よりお見舞申し上げます。

さて、深刻な被害をもたらしている口蹄疫については、その被害の甚大さに鑑み、必要な措置を講じるため、「口蹄疫対策特別措置法」による措置の一環として農業者年金の保険料免除の特例措置が講じられることとなりました。

同法は平成22年6月4日付け法律第44号として公布、施行されましたが、保険料免除の特例措置の内容は以下のとおりとなりますので、関係農業協同組合と連携のうえ、被害を受けた被保険者に周知していただくとともに、被保険者から農業協同組合を経由して別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除申出書」により申し出があったときは、関係資料に基づいて申出書の記載事実の確認方よろしくお願いいたします。

記

1. 保険料免除の対象者

平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けたことにより、保険料の納付が困難と認められる被保険者です。なお、具体的には別紙「保険料免除認定基準」に該当する者とします。

2. 保険料免除の対象となる期間

保険料免除の対象となる期間は、平成22年4月分から平成24年2月分までの23ヵ月間を限度とした期間において、口蹄疫の被害により、保険料を納付することが困難であると認められる期間です。

3. 保険料納付済期間等の特例

保険料免除期間については、特例付加年金の受給資格として必要な保険料納付済期間等に算入されます。

4. 保険料免除の届出

保険料の免除を受けることを希望する被保険者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除申出書」(別紙様式1)を提出するよう指導してください。

5. 保険料免除事由に該当しなくなった旨の届出

保険料の免除を受けた者で免除申出済の期間内において、保険料の納付が可能となった者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料免除事由終了届出書」(別紙様式2)を提出するよう指導してください。

6. 保険料の追納の特例及び手続き

保険料の免除を受けた者(農業者老齢年金及び特例付加年金に係る受給権者を除きます。)は、免除を受けた期間の保険料の全部又は一部について、保険料を追納することができます。追納した場合には追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなされます。

なお、保険料の追納を希望する者は、農業協同組合に別添「口蹄疫被害に係る農業者年金保険料追納申出書」(別紙様式3)を提出するよう指導してください。

お問い合わせ先

業務部 適用・収納課

TEL : 03-3502-3946・3944

FAX : 03-3502-4155

「別紙」

口蹄疫被害に伴う農業者年金保険料免除認定基準

保険料免除は、口蹄疫による被害が下表のいずれかに該当する者とする。

被害の内容	認定方法
口蹄疫により飼養する家畜が殺処分された者	農業委員会での確認
口蹄疫による移動制限・搬出制限区域の設定に伴って飼養する家畜を移動又は搬出することができない者	農業委員会での確認
その他口蹄疫による制限区域外で、口蹄疫の影響による損害が著しい者	農業委員会での確認